平成２５年（フ）第３８５８号
大阪市北区豊崎５丁目４番９号
破産者　株式会社システム開発研究所
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９９３号
大阪市中央区日本橋２丁目18番９号
破産者　株式会社アップワーズ
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７号
福岡県飯塚市南尾400番地の２
破産者　有限会社飯塚家電
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１２８号
東京都国分寺市西元町２丁目９番21号サニーハイランド103
破産者　吉田　大輔
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４６号
横浜市港北区日吉本町３丁目１番36号
破産者　菅谷　　誠
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２３４号
札幌市東区北45条東13丁目２番20号　アップルハウス北45条101号
破産者　伊藤　賢吾
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８９号
札幌市白石区本郷通２丁目北５番８号　ハイツグレース管理人室
破産者　相澤　昭浩
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７号
青森県黒石市大字牡丹平字福民西74番地24
破産者　伊藤　陽子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４６号
青森県弘前市山崎１丁目３番地７　老人保健施設ケアセンター弘前、住民票上の住所青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田66番地
破産者　中村　勝則
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２４号
秋田市広面字川崎115番地１　イシイカシヤＢ
破産者　三浦　慶太
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２９号
長野県安曇野市穂高北穂高3047番地９
破産者　望月　　皎
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２３０号
長野県安曇野市穂高北穂高3047番地９
破産者　望月　静子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４９０４号
大阪市住吉区苅田７丁目３番29号　ウエキマンション305号、前住所大阪市住吉区苅田３丁目６番３―602号
破産者　原田　保彦
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３６号
大阪市平野区平野南２丁目９番17号スカイフィールドＡ102、開始決定時大阪市平野区平野西３丁目７番20号
破産者　土川　善司
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１００号
大阪府豊中市刀根山元町６番20号
破産者　西森　高志
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３７号
京都府長岡京市滝ノ町１丁目19番９号、開始決定時大阪府豊中市刀根山１丁目８番33号
破産者　金井　　豊
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４２号
大阪府寝屋川市石津東町19番５―916号、開始決定時大阪府吹田市長野西15番１―503号
破産者　永田　祐二
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部